

苫小牧市中小企業振興条例をここに公布する。

平成25年3月21日

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市条例第5号

苫小牧市中小企業振興条例

苫小牧市は、国内初の内陸掘込港と空港に近い利点を生かし、北海道における産業の拠点として発展を遂げてきた。この発展の原動力として、本市に立地する企業の大多数を占める中小企業が、産業及び経済を根幹から支え、大きな役割を担ってきた。

中小企業の振興により、働く人の収入が増え、消費が活性化し、雇用が創出されていくなどの良好な経済循環が生み出される。この循環が、本市の産業及び経済の活性化につながり、まちづくりを発展させ、市民生活の向上をもたらすことになる。このようなことから、中小企業の振興は、単に中小企業だけにとどまるものではなく、本市の産業及び経済と市民生活全体に関わる課題といえる。

しかしながら、経済のグローバル化、少子高齢化の進行や人口減少時代の到来など、中小企業を取り巻く経済的社会的環境は大きく変化してきており、これまで本市の産業及び経済を支えてきた中小企業の活力の低下が懸念されている。

このような中で、中小企業の活力を維持及び強化していくためには、中小企業の自主的な努力が求められるとともに、厳しい経営環境を乗り越えるべく果敢に挑戦する意欲あふれる中小企業が育つ社会環境が重要であり、市、中小企業者等、経済団体、大企業者及び市民が中小企業の振興は本市の発展に欠かせないも

のであることを認識し、全市を挙げて中小企業を支えていくことが必要である。

中小企業の振興により、中小企業が生き生きと躍動し、市民にとって豊かで暮らしやすいまちを実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業が本市の産業及び経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関し、基本理念を定め、市、中小企業者等、経済団体、大企業者及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策（以下「中小企業振興施策」という。）を総合的に推進し、もって本市の産業及び経済の発展並びに市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者でその事務所を市内に有するものをいう。
- (2) 協同組合等 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第3条に規定する生活衛生同業組合その他これらに類する中小企業者を構成員とする団体でその主たる事務所を市内に有するものをいう。
- (3) 中小企業者等 中小企業者及び協同組合等をいう。
- (4) 経済団体 商工会議所法（昭和28年法律第143号）第2条第1項に規

定する商工会議所その他市内において地域経済の振興に関する活動を行う団体をいう。

(5) 大企業者 中小企業者以外の会社及び個人であつて事業を営むものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、市、中小企業者等、経済団体、大企業者及び市民が協働して推進されなければならない。

2 中小企業の振興は、中小企業者等の自らの創意工夫と自主的な努力を尊重して推進されなければならない。

3 中小企業の振興は、経済的社会的環境の変化に的確に対応するよう推進されなければならない。

4 中小企業の振興は、持続的な経済循環を促進し、市民にとって豊かで暮らしやすいまちを実現するよう推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、中小企業振興施策を総合的に策定し、実施するよう努めなければならない。

2 市は、中小企業振興施策の実施に当たっては、国、関係地方公共団体、中小企業者等、経済団体、大企業者及び市民と連携及び協力するよう努めなければならない。

(中小企業者等の責務)

第5条 中小企業者等は、経営の革新（法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。）、従業員の育成等による経営基盤の強化及び経営の安定を図るよう努めなければならない。

2 中小企業者等は、雇用の創出を図るとともに、大学、高等専門学校、高等学校その他の教育機関との協力により、事業活動に必要な人材の育成及び確保を図るよう努めなければならない。

3 中小企業者等は、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めなければならない。

4 中小企業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、豊かで暮らしやすいまちの実現に貢献するよう努めなければならない。

5 中小企業者等は、地域や業種等による組織化、組織された団体への加入等により、相互に連携及び協力するよう努めなければならない。

(経済団体の責務)

第6条 経済団体は、中小企業者等の経営の改善及び創業する者の育成に向け、指導及び支援するよう努めなければならない。

2 経済団体は、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めなければならない。

3 経済団体は、中小企業者等の組織化、中小企業者等の相互の連携並びに中小企業者等及び大企業者の連携を促進するよう努めなければならない。

(大企業者の責務)

第7条 大企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、事業活動を行うに当たっては、中小企業者等との連携及び協力並びに中小企業者等の利用を促進し、地域経済の安定に配慮するよう努めるものとする。

2 大企業者は、中小企業の振興が地域経済の発展に果たす役割の重要性を認識し、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第8条 市民は、中小企業の振興が、市民生活の向上及び地域経済の発展に寄与することについて認識するよう努めるものとする。

2 市民は、経済循環の一翼を担う消費者として、中小企業者等が生産し、製造し、若しくは加工した商品又は提供するサービスを利用することにより、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第9条 中小企業振興施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 中小企業者等の経営の革新及び経営基盤の強化の促進を図ること。
- (2) 中小企業者等の事業活動に必要な資金融通の円滑化を図ること。
- (3) 中小企業者等の創業の促進及び事業の承継の円滑化を図ること。
- (4) 中小企業者等の事業活動に必要な人材の育成及び確保を図ること。
- (5) 中小企業者等による組織化及び連携の促進を図ること。

(財政上の措置)

第10条 市は、中小企業振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(市からの受注機会の増大)

第11条 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等においては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者等の受注の機会の増大に努めるものとする。

(中小企業振興審議会)

第12条 市長の附属機関として、苫小牧市中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、中小企業の振興に関する基本的事項について調査審議するほか、中小企業の振興の推進に関し市長に意見を述べるができる。
- 3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 4 委員は、中小企業の振興に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規

則で定める。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(苫小牧市中小企業等振興条例の廃止)

2 苫小牧市中小企業等振興条例(昭和49年条例第5号)は、廃止する。

(苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

3 苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条第4号中「及び国民健康保険運営協議会」を「、国民健康保険運営協議会及び中小企業振興審議会」に改める。

(苫小牧市企業立地振興条例の一部改正)

4 苫小牧市企業立地振興条例(昭和59年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第12条中「条例は、」の次に「苫小牧市中小企業振興条例(平成25年条例第 号)附則第2項の規定による廃止前の」を加える。